

第 4 9 号 議 案

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

足立区青少年問題協議会条例（昭和 4 1 年足立区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「おく」を「置く」に改める。

第 2 条中「および」を「及び」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「7 3 人以内をもつて」を「6 0 人以内をもって」に改め、同条第 3 号中「5 1 人」を「3 8 人」に改める。

第 5 条の見出し中「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改め、同条第 2 項中「おく」を「置く」に改め、同条第 5 項中「および」を「及び」に改める。

第 7 条第 1 項中「おく」を「置く」に改める。

第 8 条の見出し中「および」を「及び」に改める。

付 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

学識経験者の委員の定数を減ずるとともに、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。